別　紙

（甲案の場合）

　　甲案―１）

地方自治法の規定では、日額が原則となっているが、ヒアリングした結果、全ての委員会において会議等以外にも、自宅や職場などでの執筆・調査活動があり、これらを含めて対応するためには、月額によることも合理的ではないかと考えるものである。

ただし、現在の月額報酬を委員一人あたりの平均活動日数で除した場合、委員会によっては、１日あたりの単価が８万円程度になるケースもあり、府民の理解を得られる水準ではないと思料するものである。

　　このため、その水準としては、常勤行政委員の報酬月額（現行740,000円※）を常勤職員の月あたり平均勤務日数（21日）で除した35,000円を１日あたりの単価とし、それに平均活動日数である５日を勤務日数として乗じた175,000円を委員の月額単価とする。

　　また、委員長については、事務局との打ち合わせなど、多忙であり、２割増の210,000円を、その月額単価とする。

　　※常勤行政委員の報酬月額については、知事等の給料の改定率に応じて変動する。

　　甲案―２）

　　附属機関の報酬単価である10,700円を参考に日額相当単価を10,000円とし、それに平均活動日数である５日を勤務日数として乗じた50,000円を委員の月額単価とする。

　　また、委員長については、事務局との打ち合わせなど、多忙であり、２割増の60,000円を、その月額単価とする。

　　なお、この改定は、現在の大阪府の財政状況を勘案し、行政委員について事実上ボランティアとして活動をお願いすることになるので、財政再建団体への転落が避けられる目途が立った段階で、見直す必要がある。また、現在の行政委員に適用するか否かについても検討する必要がある。

（留意事項）　甲案２の場合は、本文（６）削除

　甲案―３）

　　現行の委員報酬額を基本にした額とするが、委員会間での報酬額を統一するため、

　310,000円を委員の月額単価とする。

　　また、委員長については、365,000円を月額単価とする。

（乙案の場合）

　乙案―１）

　　地方自治法の規定では、日額が原則であり、府民にとっての透明性、分かりやすさなどを考慮すれば、当審議会としても、これを支持したい。

その水準としては、常勤行政委員の報酬月額（現行740,000円※）を常勤職員の月あたり平均勤務日数（21日）で除した35,000円を１日あたりの単価とする。

　　ただし、月平均5日程度以上の活動があり、かつ１回あたりの会議時間の拘束が通常、半日を超える公安委員会、及び月あたりの平均活動日数が概ね９日以上（ただし、会議時間の拘束は半日以内）である労働委員会の公益委員については、月額支給とし、月平均活動日数である５日を支給の算定基礎となる勤務日数として乗じた175,000円とする。また、日額支給の委員会にあっては、この額を月あたりの支給の上限額とする。

　　また、委員長については、日額を採用する委員会では2割増の42,000円、月額を採用する委員会の委員長については、月５日を勤務日数として乗じた210,000円とする。

　　さらに、日額支給とする委員会については、総額抑制の観点から、１月あたりの支給額に上限を設けることとし、その額は、月額支給とする委員会の月額単価とする。

　※常勤行政委員の報酬月額については、知事等の給料の改定率に応じて変動する。

　乙案―２）

　地方自治法の規定では、日額が原則であり、府民にとっての透明性、分かりやすさなどを考慮すれば、当審議会としても、これを支持したい。

その水準としては、常勤行政委員の報酬月額（現行740,000円※）を常勤職員の月あたり平均勤務日数（21日）で除した35,000円を１日あたりの単価とする。

　　ただし、月平均5回程度以上の活動があり、かつ１回あたりの会議時間の拘束が通常、半日を超える公安委員会、あるいは月あたりの平均活動日数が概ね９日以上（ただし、会議時間の拘束は半日以内）である労働委員会の公益委員については、月額支給とし、１週間あたり２日、月で８日程度の勤務を前提に280,000円とする。また、日額支給の委員会にあっては、この額を月あたりの支給の上限額とする。

　　また、委員長については、日額を採用する委員会では2割増の42,000円、月額を採用する委員会の委員長については、１週間あたり２日、月で８日程度の勤務を前提に336,000円とする。

　　さらに、日額支給とする委員会については、総額抑制の観点から、１月あたりの支給額に上限を設けることとし、その額は、月額支給とする委員会の月額単価とする。

　※常勤行政委員の報酬月額については、知事等の給料の改定率に応じて変動する。